

調査数値からみた「店舗≠配置」の販売実態

発行：日本置き薬協会 事務局

富山県厚生部くすり政策課は、7月26日、平成21年度現在の医薬品配置販売業数および従事者数の全国集計を公表した。今回から初めて既存配置と新配置別の集計が示された。

新配置に従事する実人員数の内容を見ると、業者数は86業者で、その資格別内訳は薬剤師1名、登録販売者83人、一般従事者2人（薬剤師か登録販売者の区域管理者を雇用）。配置員数は917人で、資格別内訳は、薬剤師2人、登録販売者131人、一般従事者784人。

また、新配置販売業許可件数（都道府県がそれぞれの都道府県下での営業を許可している件数）は261件で、そのうち法人が57件（うち区域管理者が薬剤師によるもの6件、登録販売者によるもの51件）、個人が204件（うち区域管理者が薬剤師によるもの4件、登録販売者によるもの200件）となっている。

既存配置に従事する実人員数22,615人（前年比974人減）の内訳を見ると、業者数は4,325業者（前年比217減）、配置員数は18,390人（前年比757人減）。

また既存配置販売業許可件数は9,908件で、そのうち法人が2,501件（前年比23件減）となっている。

上記の数値で注目すべきは、新配置の配置員数の資格別内訳で薬剤師、登録販売者などの資格者数合計133人に対して一般従事者784人である点で、その比率は約1対6となっている。たとえば、新配置の許可を得た一販売拠点で7人の配置員がいる場合、一人は有資格者ではあるが、6人は無資格者が営業に当たっていることになる。店舗販売ではあまり想定されないことであろうが、現時点での実態である。

無資格者である以上、医薬品の相談応需、あるいは情報提供はされていないと見るべきであろう。また、これらが顧客から要望があった場合、資格者が一定時間後に直接対面して行なわれていると想定されるが、その実態については調査されてはいない。

業界動向として、新配置へ移行したいとの意思は有っても、有資格者比率の乖離を埋めることは至難であるとして、移行を躊躇する業者が多い。逆に、この乖離は当然のこととし、限りないグレーゾーンで無資格者の単独営業が可能との判断をする配置法人業者も存在する。少数ではあるが、これは医薬品販売業界団体の判断、あるいは行政の指導を見守るところである。

当協会としては、発足当初より配置員全員の資格者（登録販売者）化移行は絶対困難との考えから、旧法の存続による既存配置販売業者の事業継続の実現を得て、併せて資質向上努力義務厳守とその実施主体の第三者化を推進し現在に至っている。

上記の新配置への移行に躊躇する既存配置販売業者の多くは、当協会の主催する「置き薬医薬品販売士」研修制度することなく、資質向上努力義務厳守とその実施主体の第三者化を具体化してはいない。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協